

## 郵政民営化基本方針への意見

社団法人 経済同友会 代表幹事 北城 恪太郎 郵政公社民営化委員会 委員長 岩沙 弘道

この程示された「郵政民営化の基本方針(素案)」においては、最終的な民営化の姿が見えつつあるものの、さまざまな意見がある中で結論を持ち越した点も少なくない。引き続き、基本方針の取りまとめに向けて残された課題、特に次の諸点について、小泉総理がリーダーシップを発揮され、官から民への資金シフトによる経済活性化等、郵政民営化の意義に沿う改革が実現されるよう要望する。

- 1. 2007年4月の民営化時点から、純粋持株会社の下に、4機能がそれぞれ分離・独立した組織形態とすること。
  - 4機能一体の組織のまま100%政府出資の特殊会社としてスタートすることは、事業毎の損益の明確化と事業間のリスク遮断の徹底、民間とのイコールフッティングの確保といった 観点から認められない。
  - 同様の観点から、窓口ネットワーク会社が持株会社を兼ねる形態ではなく、4機能を分離・ 独立した株式会社として、純粋持株会社の下に置くべきである。
  - システム構築に時間がかかるとの意見もあるが、2年半以上の準備期間もあり、民間企業 の経験からみれば、民営化までにシステム構築を完了することは十分に可能である。
- 2. 郵貯・簡保の各会社は、5年以内のできるだけ早い時期に持株会社から切り離し、 完全な民有・民営とすること。また、それまでの間は郵貯・簡保の限度額設定を継 続すること。
  - 郵貯・簡保会社に政府出資が残る間は、国民にデファクトな政府保証があるとの印象を残し、民間とのイコールフッティングが明確にはならない。
  - まして預入限度額が撤廃されれば、肥大化する懸念さえ拭えず、資金の流れを民間の市場 経済に移すという民営化の意義は実現できない。
- 3. 各新会社については、2007年4月発足の遅くとも1年から1年半前までには経営 陣人事を決定するともに、委員会等設置会社として社外取締役に大きな役割を求めるコーポレートガバナンス体制を確立すること。
  - 各新会社の経営準備にあたっては、新経営陣も参加したうえ、十分な検討とそのための期間が必要である。
  - 各新会社の経営にあたっては、新たな国民負担が生じないよう、経営の効率性や透明性を チェックし、十分なリスク管理が可能となるコーポレートガバナンスの確立が必要である。

- 4. 経営の自由度拡大は、民間との公正な競争のもとに進められるべきであり、その 是非については、民営化の進捗状況を点検する監視組織等を活用し、公正かつ透明 な判断がなされること。
  - 経営の自由度拡大については、不当な民業圧迫を行わず、民間とのイコールフッティング確保とのバランスをとることが重要である。 また新会社にとっても経営の自由度拡大は不可欠であり、そのためにも早急なイコールフッティングの実現が必要となる。
- 5. 郵便会社に法的なユニバーサルサービス義務を課す必要性は理解できるが、その ための優遇措置は必要最小限の範囲で行われること。
  - 基本的には特段の優遇措置は必要でないと考えるが、仮に郵便会社も含めていかなる事業者もユニバーサルサービスの維持ができない状況が生じた場合に限り、その維持に要するコストを明確化したうえ、限定的に行われるべきである。
- 6. 郵貯・簡保の各会社にはユニバーサルサービス義務を課さず、各会社の経営判断を尊重すること。
  - 郵貯・簡保については、既に民間金融機関がほとんどの地域をカバーしており、新会社に ユニバーサルサービス義務を課す必要性はない。
  - 法的義務は課さなくとも、新会社の定款など別の形で義務を明文化する議論もあるが、新会社の経営の自由度を制約することになり、行うべきではない。
- 7. 政府保証が付された旧勘定については、新勘定と分離し、安全・確実な運用がなされること。
- 8. 新会社の社員は、民営化とともに非公務員とすること。

以上